

I. ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案 概要

第1 前文

- ・ 国の隔離政策により、元患者のみならず、元患者家族等も、偏見と差別の中で、元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、問題の重大性が認識されず、国会・政府において取組がなされてこなかった。
- ・ 国会・政府は、その悲惨な事実を深刻に受け止め、深くおわびするとともに、偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにす。
- ・ 国会・政府が責任をもってこの問題に対応していく立場にあることを深く自覚し、元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定。

第2 対象者(ハンセン病元患者家族)

平成8年3月31日まで(らい予防法が廃止されるまで)の間にハンセン病の発病歴のある者(元患者)と次の親族関係にあった者であって、施行日に生存しているもの

- | | |
|--|---|
| ① 配偶者(事実婚を含む。) | ④ 血族である兄弟姉妹 |
| ② 血族である親・子 | ⑤ 2親等の姻族(配偶者の兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫の配偶者等)であって、元患者と同居していたもの |
| ③ 1親等の姻族(子の配偶者・養子でない連れ子等)であって、元患者と同居していたもの | ⑥ 3親等内の血族(孫・おい・めい等)であって、元患者と同居していたもの |

※ 元患者・対象者について、元患者の発病から平成8年3月31日までの間の本邦での居住歴が必要(戦前の台湾、朝鮮等も「本邦」と同様の取扱い)。対象者は、その間に元患者と上記の親族関係を有していたことが必要。

※ 事実婚により、上記の姻族関係と同等の関係が生じていた場合(事実婚の配偶者の連れ子等)を含む。

第3 補償金の支給

1 補償金の支給

国は、第2①～⑥に列記された親族関係の類型毎に、次の額の補償金を支給。(非課税)

①～③: 180万円 ④～⑥: 130万円

※ 対象者の家族の中に複数名の元患者がいる場合や同一事由について損害賠償等を受けた場合等は、補償金の支給について調整。

2 権利の認定

- ① 補償金受給権の認定は、請求に基づいて、厚生労働大臣が行う(請求期限は5年)。
- ② 厚生労働大臣は、対象者であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求め、厚生労働大臣は、その審査結果に基づき認定。

3 支給手続等についての周知、相談支援等の実施

第4 名誉の回復等

元患者家族等の名誉の回復・福祉の増進につき、国に努力義務を課す。

※ 法施行前に死亡した原告については、訴訟を通してこの問題の解決を促したことに鑑み、特にこれに敬意を表し、ねぎらい、いたわり、もってハンセン病元患者の家族の名誉の回復に資するため、特別一時金を支給(省令での措置を想定)。

II. ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案 概要

第1 名誉の回復等の規定への家族の追加

これまで「ハンセン病患者であった者等」を対象としていた諸規定に、ハンセン病患者であった者等の「家族」を新たに対象として追加。

第2 医療及び介護に関する体制充実

- ① 国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制について、充実に努める趣旨を追加。
- ② 国立ハンセン病療養所に勤務する医師の人材確保のため、国家公務員法の特例を設け、医師の兼業に係る規制を緩和。

施行期日: I・IIとも公布日(Iの認定審査会については、公布日から2月後)